

報告第 15 号

条例改正の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 処分事項

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

（裏面公布文のとおり）

2 処分年月日

令和 8 年 3 月 31 日

大田区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大田区長 鈴木 晶 雅

大田区条例第 28 号

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 37 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 37 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 37 条の 2 第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 37 条の 4 から第 37 条の 9 までを削る。

第 38 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 3 号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改める。

第 39 条（見出しを含む。）、第 40 条（見出しを含む。）、第 41 条及び第 42 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 43 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、

同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第44条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第45条第2項中「第37条第3項ただし書」を「第37条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項、第5項及び第7項中「または」を「又は」に改め、同条第9項中「第2項または」を「第2項又は」に、「および」を「及び」に、「または小型特殊自動車」を「若しくは小型特殊自動車」に、「、または」を「、」に、「なつたとき若しくは」を「なつたとき又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第10項中「および」を「及び」に改め、同条第11項及び第12項中「または」を「又は」に改める。

第46条（見出しを含む。）及び第46条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第3条の5の2第1項中「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改める。

付則第5条の3から付則第5条の8までを削る。

付則第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「の種別割」を削る。

付則第7条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の大田区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第34号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。

報告第 16 号

条例改正の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 処分事項

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例
(裏面公布文のとおり)

2 処分年月日

令和 8 年 3 月 31 日

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

大田区長 鈴木 晶 雅

大田区条例第29号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第1条中「の種別割（以下「種別割」という。）」を削る。

第2条及び第3条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第4条第1項中「種別割を」を「軽自動車税を」に、「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税証紙」を「軽自動車税納税証紙」に改め、同条第2項中「種別割の」を「軽自動車税の」に、「軽自動車税（種別割）納税済証印」を「軽自動車税納税済証印」に改める。

第5条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第 17 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

番号	件名	賠償金額		概要
		専決処分日		
1	住民票の除票の写しの誤交付による損害発生事故	29 万 4,381 円		令和 7 年 1 月 31 日、住民基本台帳事務における支援措置申出者の転出先の住所が記載された住民票の除票の写しを、当該支援措置に係る相手方から依頼を受けた弁護士に誤って交付したことにより、当該支援措置申出者に転居費用に係る損害を与えた。 (区民部)
			令和 8 年 4 月 6 日	
2	住民基本台帳への誤記録による損害発生事故	5 万 8,360 円		令和 8 年 2 月 24 日、相手方が転居届を提出した際、住所の記載に誤りがある住居表示台帳をもとに当該届を処理したことから、住民基本台帳に誤った内容が記録された。このことにより、当該相手方が誤った内容の住民票の写しをもとに不動産登記を行ったため、当該相手方に不動産登記の更正手続の費用に係る損害を与えた。 (区民部)
			令和 8 年 4 月 22 日	
3	立看板の突起部分による衣服破損事故	7,990 円		令和 7 年 12 月 16 日午前 9 時 35 分頃、相手方が西蒲田一丁目 23 番先の歩道を歩行中、前方から来た歩行者を避けた際、区が

令和8年3月26日

設置し管理している駐車禁止
看板の一部が破損し突起した
部分に右肩が接触し、当該相手
方の衣服が破損した。
(都市基盤整備部)

報告第 18 号

呑川合流改善貯留施設貯留管設置工事請負契約の専決処分の報告について
大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 51 億 8,782 万円
第 1 回変更後金額	金 53 億 8,774 万 5,000 円
今回変更後金額	金 54 億 4,703 万 5,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 4 月 8 日

(説明)

令和 5 年第 3 回区議会定例会において議決された、呑川合流改善貯留施設貯留
管設置工事請負契約について、シールド到達箇所を地盤改良したことなどのため、
一部変更した。

報告第 19 号

大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 54 億 1,200 万円
第 1 回変更後金額	金 54 億 6,944 万 2,000 円
第 2 回変更後金額	金 54 億 7,210 万 4,000 円
今回変更後金額	金 54 億 8,072 万 8,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 4 月 3 日

(説明)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立矢口西小学校校舎改築その他工事請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処分する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第 20 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他工事（I 期）請負契約の専決処
分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 33 億 7,700 万円
第 1 回変更後金額	金 33 億 3,546 万 4,000 円
第 2 回変更後金額	金 33 億 6,845 万 3,000 円
今回変更後金額	金 34 億 5,186 万 6,000 円

2 工 期

当 初 工 期	令和 8 年 7 月 31 日
今回変更後工期	令和 8 年 8 月 14 日

3 専決処分日

令和 8 年 4 月 9 日

(説明)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎改築その他工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6
項（インフレスライド条項）を適用したこと及び労働基準監督署等の現場検証に
より工事工程を変更する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第 21 号

大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 12 億 1,000 万円
第 1 回変更後金額	金 11 億 9,617 万 3,000 円
第 2 回変更後金額	金 11 億 8,714 万 2,000 円
今回変更後金額	金 11 億 8,967 万 2,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 3 月 31 日

(説明)

令和 6 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修工事請負契約について、天井を撤去したところ雨水管の改修が必要な範囲が想定より多いことが判明し、天井の改修範囲を変更する必要が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 22 号

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額 金 8 億 2, 478 万円

今回変更後金額 金 8 億 4, 471 万 2, 000 円

2 専決処分日

令和 8 年 4 月 10 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会臨時会において議決された、大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設改築その他工事(Ⅱ期)請負契約について、地中障害物が発見され、撤去処分する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 23 号

大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 4 億 6, 200 万円
第 1 回変更後金額	金 4 億 6, 534 万 4, 000 円
第 2 回変更後金額	金 4 億 7, 565 万 1, 000 円
今回変更後金額	金 4 億 7, 757 万 6, 000 円

2 専決処分日

令和 8 年 4 月 1 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立大森第一中学校校舎棟外壁改修工事（Ⅱ期）及びサッシュ改修その他工事請負契約について、屋外給水管及び消火管の腐食が判明し更新する必要性が生じたことなどのため、一部変更した。

報告第 24 号

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他電気設備工事（I 期）請負契約
の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 工期

当初工期 令和 8 年 7 月 31 日

今回変更後工期 令和 8 年 8 月 14 日

2 専決処分日

令和 8 年 4 月 9 日

(説明)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校
校舎改築その他電気設備工事（I 期）請負契約について、労働基準監督署等の現
場検証により工事工程を変更する必要性が生じたため、一部変更した。

報告第 25 号

大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約の専決処分の報告について

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

記

1 契約金額

当 初 金 額	金 34 億 1,000 万円
第 1 回変更後金額	金 34 億 4,770 万 8,000 円
第 2 回変更後金額	金 34 億 7,166 万 6,000 円
今回変更後金額	金 34 億 7,563 万 7,000 円

2 専決処分日

令和 8 年 4 月 13 日

(説明)

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区産業プラザ大規模改修機械設備工事請負契約について、1 階の内装仕様の見直しにより、衛生器具等の数量を変更したことなどのため、一部変更した。